

議案第72号

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
中改正について

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年9月4日提出

横須賀市長 上 地 克 明

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年横須賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条前段中「（長の選挙における者に限る。）」を削り、「16,000枚を超える場合には、16,000枚」を「、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める枚数を超える場合には、当該定める枚数」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 長の選挙 16,000枚
- (2) 議会議員の選挙 4,000枚

第8条中「16,000枚」を「、長の選挙においては16,000枚以内、議会議員の選挙においては4,000枚」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法の改正(平成29年法律第66号)に伴い、議会議員の選挙における候補者の選挙運動用ビラの作成を公費負担とするため、この条例を改正する。

(参照)

議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
抜粋

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者(長の選挙における者に限る。)は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が16,000枚を超える場合には、16,000枚)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続き)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に、当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて16,000枚以内であることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。